

揭示文書一覽(市長分)

令和7年6月20日

種別	番号	題 名	主 管 課
公告	333	中播都市計画地区計画の原案に係る図書の縦覧について	都市計画課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市公告第 333号

令和7年 6月 20日

姫路市長 清 元 秀 泰

中播都市計画地区計画の原案に係る図書の縦覧について

姫路市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年姫路市条例第40号）第2条の規定により、中播都市計画地区計画の案の内容となるべき事項を下記のとおり縦覧に供する。

なお、この案に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、この案について姫路市長に意見書を提出することができる。

記

1 地区計画の種類及び名称

中播都市計画地区計画 山陽姫路東インターチェンジ周辺地区地区計画

2 地区計画を決定する位置及び区域

位置 姫路市飾東町佐良和の一部

区域 別図で示す区域

3 縦覧場所

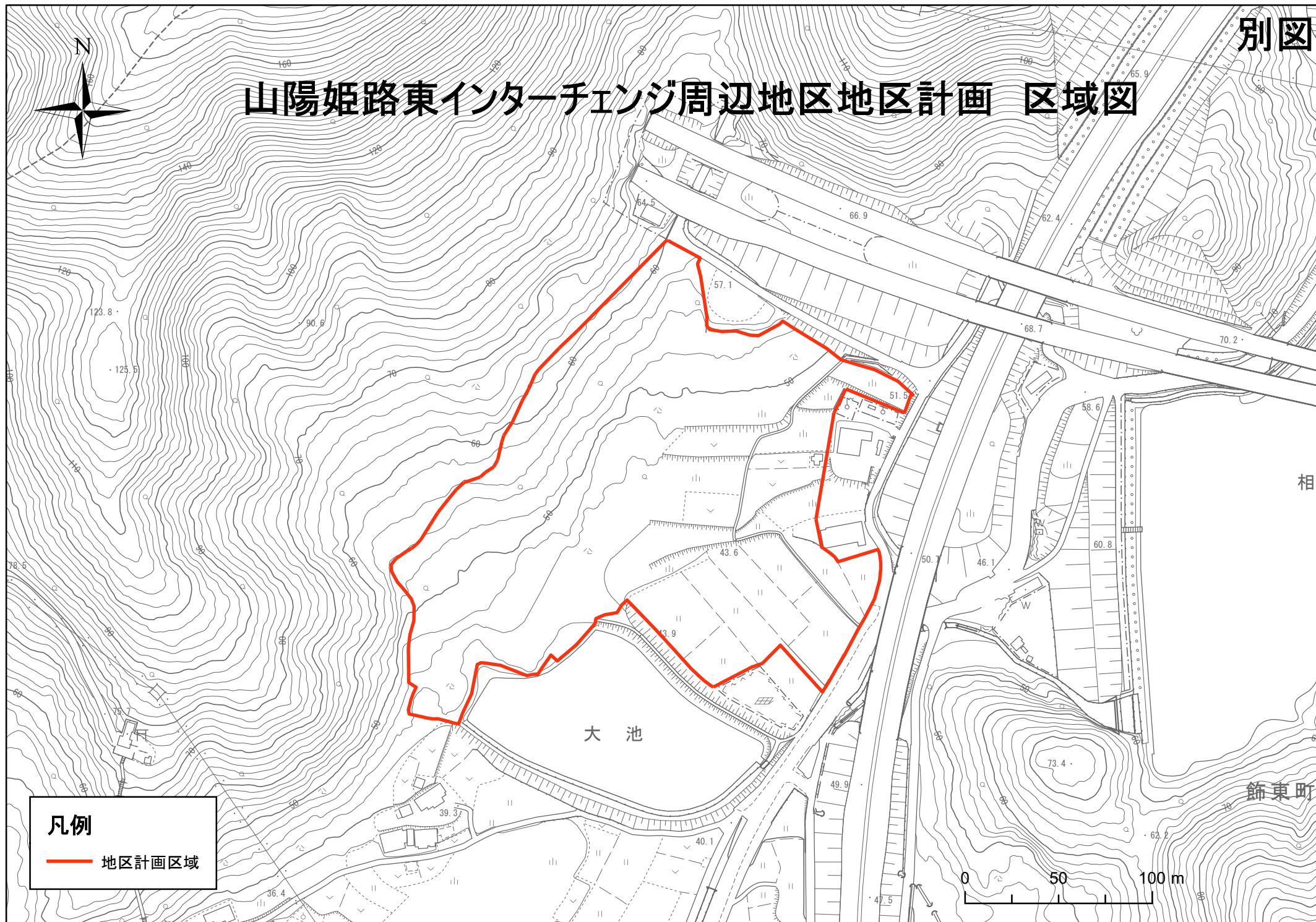
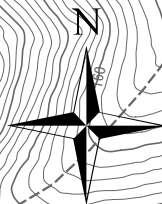
姫路市安田四丁目1番地

姫路市都市局まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年（2025年）6月20日から7月4日まで

山陽姫路東インターチェンジ周辺地区地区計画 区域図



凡例

地区計画区域

飾東町